

議案第 8 号

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例

橋本市介護保険条例(平成18年橋本市条例第151号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,800円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>39,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,800円</u>」とあるのは、「<u>55,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による減免は、申請日以後に納期が到来する保険料については、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,800円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>29,800円</u>」とあるのは、「<u>47,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>29,800円</u>」とあるのは、「<u>57,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による減免は、申請日以後に納期が到来する保険料について行うものとする。</p> <p>4 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の橋本市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。